

「地球温暖化対策」についての、桐朋学園の取り組みについて 桐朋学園環境自主行動計画（要綱）

① 地球温暖化と『京都議定書』の意義

1990年代に入って、「地球温暖化」がもたらす気候や地球環境の変化、人々の今後の生活への影響が世界的な問題となり、1992年の地球サミット（リオデジャネイロ）において、「気候変動枠組条約」（地球温暖化防止条約）が採択された。その実行を求めて、1997年12月に京都で「条約締約国会議」が開かれ、『京都議定書』が議決された。議定書には、温室効果ガス排出量の削減目標を、1990年を基準年として国ごとに定め（日本は-6%・先進国全体で少なくとも-5%）、2008年から2012年までの間に世界が協力して削減目標値を達成することを定めた。しかし批准の足並みが乱れたりして発効条件がなかなか整わず、『京都議定書』の発効は2005年2月16日となった。

この間にも「地球温暖化」の状況は進行し、近年では気温・水温の上昇、猛暑や集中豪雨、洪水やハリケーンなどの発生、生態系の変化などの顕在化が多くの人に実感されてきて、環境保護、地球温暖化対策の意識が広がってきている。また、「地球温暖化」の原因や予測等については、国連に膨大な量の科学的な知見が集約され、人為的な温室効果ガスが温暖化の主因であり、その削減の必要であることが報告されている（第4次評価報告書/07.2）。こうして、現時点では、最も大規模な削減義務を伴った枠組みを持つ『京都議定書』の世界的な履行こそが、地球温暖化をくい止め自然環境を回復して、未来に人類の生存を保障するための、最も現実的かつ緊要な対策の第一歩だと言えよう。

② 対策具体化の経緯と「全私学連合」の申し合わせ

- 1) 『京都議定書』を受けて、日本政府は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（1998年）を制定した。
- 2) 「京都議定書目標達成計画」を定めて、「温室効果ガスの排出削減」等の目標達成のための対策と施策を明示した（2005年4月閣議決定、2006年7月一部改訂）。その中で私立学校については、「私立学校等の未策定業種においても、自主行動計画を策定し、特性に応じた有効な省CO₂対策を講ずることが期待される」とされた。
- 3) その趣旨に基づき、全私学連合は「環境自主行動計画策定の方針」を決定し（2007年8月）、『環境自主行動計画』の申し合わせを全私学に呼びかけた（2007年10月）。

【目標】 教育や研究の内容に応じて、CO₂排出量が、2007年度を起点として、2008年度から2012年度の間において、毎年度、前年比でマイナス1%になるよう、削減のための努力をするとともに、学校の特性に応じて地球温暖化対策に向けた様々な取り組みを行う。

【対策】 私立学校は、学内の省電力化、ペーパーレス化、省エネルギー、緑化等の取り組みに加えて、教育研究を行う学校の特性を有効に活用することにより、学生・生徒等に対する地球温暖化対策の必要性の啓発、大学等における環境保護技術の研究促進などを通じ、将来にわたる地球温暖化対策に大きく貢献する。
- 4) 全私学連合では「環境自主行動計画」の一環として、私学事業団を通じて、私立学校におけるCO₂排出量等の実態把握のための調査を行った。第一回は2006年度を対象に、エネルギー使用量を学校別・エネルギー種別ごとに記入するもので、それを換算・合計してCO₂総排出量を出し、CO₂削減計画の目安とするものようである。本学園も2007年12月に調査票を提出した。因みに、本学園10校の【2006・CO₂排出量計】は、【3,163,051kg-CO₂/年】であった。
- 5) 本学園では、数回にわたり理事勉強会で論議し、法人運営審議会でも審議して「全私学連合」の呼びかけに応じて、学園としての環境自主行動計画（要綱）を整え、各部門において具体化するという方針を立てた。

③ 桐朋学園としての取組み——環境自主行動計画（要綱）

（前文）

地球環境や生態系を破壊から守ることは、今や焦眉の急となっている。

私たちは、この地球上で生きる現在及び未来の人類のために、地球環境を破滅から守る行動を起こさねばならない。とりわけ私たちは、学校という、未来に生きる若い世代を育てる場に在る。地球環境保全の課題は、確実に彼らに引き継がれなければならない。教育の特性と責務を自覚しつつ、私たちは協力して環境保護、地球温暖化対策の行動を、具体的かつ着実に進めていく必要がある。

まず、『京都議定書』の国際的な約束を履行し、環境保護の運動を進めるために、私たちは、全私学連合の「環境自主行動計画」の申し合わせに賛同し、本学園の「環境自主行動計画（要綱）」を策定した。

これに基づき、本学園は、エネルギー使用量の抑制等に積極的に取り組み、その結果、CO₂の排出量は2012（平成24）年度に2007（平成19）年度比22.3%の削減を達成した。

現在、『京都議定書』に代わり『パリ協定』が採択、発効され、全私学連合においても、この間、第二次となる「環境自主行動計画」が定められた。温暖化対策は、新たな枠組みの下、なお一層の取り組みが求められている。

このような状況の中、本学園においても、新たな段階に入った地球温暖化対策に応ずべく、下記の要綱を具現化し、引き続きCO₂の排出量削減に努めていくものとする。

環境自主行動計画（要綱）

- 1 学園は次の点に積極的に努力する。
 - (1) 学園におけるエネルギー使用量の抑制等
 - (2) 学園における節水等の推進
 - (3) ごみの分別及びリサイクルの推進
 - (4) 廃棄物の減量
- 2 建築物の管理等にあたって次の点に配慮する。
 - (1) 既存の建築物における省エネルギー対策の徹底
 - (2) 温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入
 - (3) 冷暖房の適正な温度管理
 - (4) 温室効果ガスの排出の抑制等に資する建設資材等の選択
 - (5) 太陽光発電等新エネルギーの有効利用
 - (6) 水の有効活用（雨水の利用等）や屋上及び周辺の緑化
- 3 物品やサービスの購入・使用にあたって次の点に配慮する。
 - (1) 省エネルギー型OA機器等の導入
 - (2) 用紙類の使用量の削減
 - (3) 再生紙など再生品使用の促進
 - (4) 物品の長期使用
- 4 地球温暖化対策を推進するために次の点に配慮する。
 - (1) 教職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供
 - (2) 環境教育の推進、児童・生徒・学生、保護者、家庭、地域などとの協力